○厚生労働省告示第百六十一号

介 護 保 険 法 平 成 九 年 法 律 第 百二十三号) \mathcal{O} 規 定に 基づき、 指 定 居 宅 サー ピ ス に 要する費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O}

算 定 に 関 す る 基 準 等 \mathcal{O} 部を 改正する告示を次 のように 定 め、 令 和 兀 年 +月 日 カン 5 適 用 す る。

令和四年四月十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

指 定 居 宅 サ ピ ス に 要 する 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に 関 す Ź 基 準 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 告示

指 定居宅 サ ピ ス に 要す る 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 12 関 す る 基 準 \mathcal{O} 部 改 正

第 条 指定 居宅 サ] ピ ス に 要す る費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に 関 はする基 準 (平成十二年厚生省告示第十九号)

の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表	別表
指定居宅サービス介護給付費単位数表	指定居宅サービス介護給付費単位数表
1 訪問介護費	1 訪問介護費
イ~チ (略)	イ~チ (略)
<u>リ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届	
け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護	
を行った場合は、イからへまでにより算定した単位数の1000	
分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
2 訪問入浴介護費	2 訪問入浴介護費
イ~~ (略)	イ~へ (略)
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届	
け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問	
入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位	
数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。	9 . F (mg)
3~5 (略) 6 通所介護費	3~5 (略) 6 通所介護費
6 通	6 通所介護費
トの推職員等ベースアップ等支援加算	(新設)
<u>「」」」 </u>	(10) BX /
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届	
け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護	
を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000	
分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

7 通所リハビリテーション費

イ~ト (略)

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し 、指定通所リハビリテーションを行った場合は、イからホま でにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所 定単位数に加算する。
- 8 短期入所生活介護費(1日につき)

イ~チ (略)

- リ 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定 短期入所生活介護を行った場合は、イからへまでにより算定 した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加 算する。
- 9 短期入所療養介護費
- イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)~(10) (略)

- (11) 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費 (1)~(11) (略)
 - (12) 介護職員等ベースアップ等支援加算

7 通所リハビリテーション費 イ~ト (略) (新設)

8 短期入所生活介護費(1日につき) イ〜チ (略) (新設)

- 9 短期入所療養介護費
- イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費 (1)~(10) (略) (新設)

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費 (1)~(11) (略) (新設)

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し 、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(9)までに より算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定 単位数に加算する。
- ハ 診療所における短期入所療養介護費

 $(1)\sim(9)$ (略)

- (10) 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療 養介護費

 $(1)\sim(9)$ (略)

- 10 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し 、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までに より算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定 単位数に加算する。
- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)~(15) (略)

- 16 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し

ハ 診療所における短期入所療養介護費 (1)~(9) (略) (新設)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療 養介護費

(1)~(9) (略) (新設)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費 (1)~(15) (略)

(新設)

<u>、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)からは3までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定</u>単位数に加算する。

10 特定施設入居者生活介護費

イ~リ (略)

ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者 生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位 数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 (略)

10 特定施設入居者生活介護費 イ〜リ (略) (新設)

11 (略)

(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 の一部改 正

号)の一部を次の表のように改正する。

第二条 指定施設サー ビス等に要する費用 \mathcal{O} 額 の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十一

改 正 後 改 正 前 別表 別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス 1 介護福祉施設サービス イ~ウ (略) イ~ウ (略) ヰ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (新設) 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福 祉施設サービスを行った場合は、イからラまでにより算定し た単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算 する。 2 介護保健施設サービス 2 介護保健施設サービス イ~ク (略) イ~ク (略) ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (新設) 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サ ービスを行った場合は、イからノまでにより算定した単位数 の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。 3 介護療養施設サービス 3 介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス (1)~(20) (略) (1)~(20) (略) (21) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (新設) 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、

指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(18)まで

により算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所 定単位数に加算する。

- ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス (1)~(18) (略)
 - (19) 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から16までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施 設サービス

(1)~(17) (略)

- (18) 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、 指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(15)まで により算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所 定単位数に加算する。
- 4 介護医療院サービス

イ~ク (略)

- ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを 行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分 の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス (1)~(18) (略) (新設)

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施 設サービス

(1)~(17) (略) (新設)

4 介護医療院サービス イ〜ク (略) (新設)

(介護保険 法施 行 規 則 第六十八条第三項及び第 八十七条第三項に 規定する厚 生労働・ 大臣 が 定 め ると

ころにより算定した費用の額の一部改正)

第三条 介護 保険 法 施 行 規 則 第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が ,定め

るところにより算定した費用の 額 (平成十二年厚生省告示第三十八号)の一部を次の表 のように改

正する。

線 部 分は改 Ē 部 分

改

正

前

ま 位十 で 訪 表 年 規 問 (厚居以生宅 厚居 定介 サに サ 下 ょ 費 る ピ \mathcal{O} 加 1 定 第 算 か居 + 又 ら宅 は サ す Ì ま 減 算 で ビ別 に のス表用 位係 注介指の る 10 護 定額 表費 か給居の ら付宅算 の用 サ 訪の注費 定 よ 問 額 13 単 1 12 ま位ビ関 で数ス す 及表介る び 護 と \vdash 給 準 カコ い付 う。単(平成 5 IJ 単 成

規

る

算

又

算

係

る

費

0)

単 成

の数

表年定

改

正

後

又護サ指定係注 は 費 1 定 に る 4 減 関 費 \mathcal{O} ビ 介 か 定 イス護 算 す 用 ら居 の介 る に 予 の注 宅 係 注 護 防 基 額 7 グサ る 給 準 並 ま Ì 4 費 Ì で か付 び ピ 伞 甪 ら費 F. に 及 ス ス成 介 注単 指 び 0 位介 ニ 護か 給 7 + 定 八 数 護 ま 介 5 で 表給年 護 付 予 及 付 厚 1 費 と ま単 び 費 生 防 ニい単 労 サ で う位働。数学 カゝ 1 の数 5 ビ規 数 省 1 表 告 ス 定 まの 示にに ま の (以 第要 護 0) 下 百 す る 入 規 予 る 加浴 防指十費 定 算 介 訪 定 七用 又 護 よ問介 号のは費 る入護)額減の加浴予別の算イ 額減の 算 介防表算にの

五三 略

こか費にるのの減ま 指 四 指れら用 あ 場 規 通 算 で 合 定所に \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 定 て イ居の ま額 又 に 介 係注居 3 宅 、サ は ょ で は 護 る で

の
イ 定 1 る 費 注かこ 費 カュ \mathcal{O} 用注 Ì 了 7、 ょ 用 2 られ 5 口 \mathcal{O} ピ ス る ハ \mathcal{O} 又 6 ハ ま額は 費 注介 まの L 並 用 規 < で で び 21 護 を はの 定 に \mathcal{O} 及給 は注5を算定して、 注1のたが 注1のたが 指び付 二費 定 居か単 を į 位差 ら位 宅 し定だ用くでい 引ししのはのる サ 11 ト数 21 表 引 し] ま表 額) 及のいて書 注注場 ピ での び通たいに 5 1 合 スの通 ホ所額る該かをのに介規所 場 当 5 算 た お護 定介 イ定 だい給に護 合 す こにあ場見 て、 \mathcal{O} し L よ費 て書 るの ロ単加イ つ合 定 V に 1 る 合すハ表はハ

ま

で

る

用

定

居

宅

サ

Ì ま

ス

介 規シ

護

に

は

る

用

定

居 かり

宅

ナ

ピ

ス

介 規

で

注費

らハ

トビ

まリ

0)

テ

で

定 彐

の介

注 護

注費

6 単

注 数

かりらハ

チビ

でテ

0)

定ョ

IJ

ピ

ス

よ問 以生宅 介 下 サ \mathcal{O} 示 ビ 定第 介減か居 +ら宅 九 号) ハ サ す ま で 別 ピ \mathcal{O} ス 表用 介指の 注 10 護 定額 \mathcal{O} ら付宅 算 注費サ 定 13 単 1 に ま位ビ関 で数スす 表介る 1 護 基 と給準 及 び い付 チョラの

定係注 又 護 ĺ る費 指四は費 定 に 4 指 定 関 ビ介 減の か定に訪 す用るの 算 1 ス護 ら居 に の介 予 注 宅 係注護 防 基 額 サ 加 7 る費 サ準 ま] 4 給 並 1 か 付 び で ピ 用 平 に及 スはイ ら費 ピ 単 注 ス成指 び 0 7 位介 二護 十 定 か給 数護 八 介護 に ま **か**ら で 表 給 年 付 及 付 厚 予 費 \sim لح まで 生 防 単 び 費 ニい単 労 サ 位用 う位働] か \mathcal{O} 数の 5 数 省 ビ規表額か給居 表 告 ス 定の 示にに まの の (以 訪 第 で 要 よ問 \mathcal{O} 護 百 す 下 る入 規 予 る 加浴 防指十費 定 算 介 訪定七用 又 護 問介 ょ 号 のは費 る 入 護 額減の 加浴 予別の算 イ 介防表算にの 算

サ指

略

五. こか費にるのの 減ま 指れら用 あ場 規通 算 で って 合 らハの 定 所にの定 ま額 イ居の 又 に 介係注居 3 マ 、 サ よ護 か宅規 る か宅規でへらサ定のイ る サ 費] か費の用注 1 ロ の 7 て 額 、 ス まビ ょ られら用 2 ス る若 \mathcal{O} ハ らハ ま額は の介 費 ま 注介 L \mathcal{O} 並 用 < で 規 で 注 護 7 び21護 2 給のはの を 定 \mathcal{O} に 及給 注に 額 注 注か 算 指び 什 付 よる費用 2 らハ ら定 二費 5 1 定 6 単 を \mathcal{O} か単 を L 居 ただしれ ま 算 た 定 だ 差 て 位 宅 ら位 L で 注 数 V サヘ数 引し る 1 ま表 21 表 \mathcal{O} 額) 及のいて 書 注注場 ピ での び通 たいに 5 1 合 スの通 ホ所額 る該かをのに介規所 場当 5 算 たお護 定介 定だい給に護 合 す 1 る L よ費 のし て、 付 に て あ場 規 書 るの 合てて いに ロ単加イ る該 又 位 算か よ 場 る 合 はは 当は数又ら 合すハ表はハ 1

か 表 らの ワ介 ま 単 し で 予 引 1 合位 サの防 いに 規 通 た かたお表 所 ij す 並 て、 る ハび F. に場 IJ IJ 合 指 定 テー 定 に あ IJ 0 る テ 7 ョ予 は用合に ン防 サ のにに 彐] 額あ ビの 7 0 用注介 定かは用 2 護に ら 給よハ る 注付 費 を 7 で 及単用の定か算 び位の注にら定 ヌ数額1 よハし

七 ホ防へ らしら定 川居 ス介護 ま ま宅 で で \mathcal{O} 0 ĺ 給規ビ定に 介護給はない。 入並入 所び所の 生に生 活指活 介定介 護 介護 費護費 の予の

かで(7)表算か(12)イ のにらに(1)指かサか指 定 [14] ロハ介係 [10] 係か定 るまるら居チビ ト居ま(8)(5)護 5で、 でか、 費(3)宅 予 らサのらニ防用 まで 用 規 (11) (5) 短のニので 期額(7)額のビ規 ま ホ入並か並注ス定 (8)所びらび16介に 及療に(10)に、護 るハ及療に(10)に 給加(6)び養指まイイ 算か加介定で(8)(7)付加数加付に護介及か、費算表算費 費にらに護介及か、費算表算費又一介単係(9)係費護びら口単にのに単はシ護 まるの予ホ(山)(8) 位係介係位減で費イ防(13)ま、数る護る数算 る 用(1) サかでハ表費予費表に の及しら、(6) の用は甲の及した 係のの二の及一ら、(6)の用防用の係のる特額(6)額びビ(16)口、短の短の短るイ か並(2)スま(9)ニ期額期額期費のス規 らびの介でか(6)入(9)に注護のら並所 まイ12 給規(12)||び療 及かイク 費によい(9) で、(9) で、(9) で、次 数で、(9) で、次 数 及かイ (11) まロ数加(7)びの

九 活護護 介 費指ら \mathcal{O} サ 0) か宅 ニビ かス ヌー ビ定スに ト|護 で の介 で 付 \mathcal{O} 規単 付 定 位 ょ る ょ 表 加 位 るの算数費 加介に 表 用 算 護 に予 係防費定 る特用施 費定の設 用施額入 の設及居 額入び者居指生 者 定 活 生介介

付ビ成定 費ス十地 1 单介八域 及 位護年密 び 数給厚 着 表付生型 口 労 サ \mathcal{O} と単 働 1 注 い位省 5 ピ う数告 カゝ ス 表示に 5 注 (11の以 第 要 百 す ま 定下 る 期 一十費 で 並 巡指六用 回定号の び に · 地 ホ随域別の 及 時 密 表 対着指 び 定 チ 応型定に 型サ地関 カュ 訪し域す ル問ビ密 る 介ス着基

> を差 ま護 トビチ居 L 場単 までの恵までの恵見 予 引 で でサの防いに た該 かたお表 期額(7)額のビ規給規ビ定所額 スに IJ す 並 て通 費に介よ ハ る び 所 ょ 単 よ護 ピ る に場 ロリ る位る給 加 IJ 指 合 定 加 数加 算 テ 付 定 算] 表 算 費 又 介 IJ る にのに は 単 シ 0 て 係 位 減 彐 予 る費表に対象を 防 用 サ のにに 彐 1 額あ ょ 短の短の短るイ ビの (6) 額 び ビ (15) ロ 、 短 の 短 の 短 る イ ビ の へか 並 (2) ス ま (9) ニ 期 額 期 額 期 費 の ス 規 イ る費 て 入並入用注介 定かは用 口 2 護に、絵ト 所び所の の又 生に生額 給 ょ 活指活 注付る まの 介定 費費 介 7 で規イ 介護 及単用の定か算 護 費護費 び位の注にら定 の予の ヌ数額1

表算か似イ ホ防へ かれのにらに(1)指かサか指らの ^ 5 (0) 係か定らしら定列介 かで(7)表ら、、の 介予費指ら、、のにらに(1)指護防の定(13)ロハ介係(9)係か定 ト居ま(8)(5)護 るまるら居 かで、 カー、 カー、 でか、 予 費 サのらニ防用 規 (10) (5) 短のニので ビ定ま ホ入並か並注ス定付定 で (8) 所 び ら び 16 介 に ハ及療に(9)に 護 る 位るまるの予ホ10||(8)位係介数費で費イ防(13)ま、数る護 で、 に表用、用(1)サかで、 係のこの及一ら る 特額(6)額びビ(15)口 らびの介 でか(6)入 (8)に注護のら並所 ま イ 12 給 規 (11) び 療 付 定 で (7) まに養 及かイ費に でホ介 びら(6)単 ょ (9) 護 位るハ及費 ホ (9) (11) まロ数加(7)びの

++ 活護護 費サ 0) か宅 かス リロ 5 で スに の介よ で 付規護 0) 単 規 定 ょ 表 るの算 加介に 算 に 予 係防費定 る特用施 費定の設 用施額入 の設及居 入び者 居指生 者定活 生介介

サー ビ成定 費ス十地 単介八域 1 及 位護年密 び 数給厚着 口 表付生型 費労サ 0 と単 Ì 働 注 い位省ビ 5 う数書 カュ ス 5 表示 注 (11 の以 要 第 す 百 る ま 定下 で 期「十 並 巡指六用 回定号・地 び \mathcal{O} に · 地 随域別の ホ 及 時密表算 対着指定 び チ 応型定に 型サ地関 カコ 訪丨 域す ヌ間ビ密 る 介ス着基

+ 0 加の地 算イ域 及 る $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ サ 注 は 3 ピ るかス ら介 に 注 護 係 6 給る ま付費 で費用 並単の び位額 に数 二表

ら夜

ト間

ま対

で応

定問 の通のに介 定介 る費 護 ょ 費 定 る \mathcal{O} 地 又 加イ域 は 密 算 減 及 又び 着 算 は 型 口 減のサ 係 注 1 5 ビス 費 係 ス 用 24 単 並位 かの び数 に表 ハの か 地 ら域 へ 密 の型 ま着 規訪

+ イイビ定介予規合のてロ算ーレ型四るのサハ介の通三で型 一年 護 加イ 規所 宅指算及ビ厚予定介指規所 ス 生防 に 護 定 労サ よ費地に 働 るの域 省告 算注給 ピ 加ィ 密 3 付 , 費 ス 算 及 着 景に 費 又び 型 る注単 第 要 は ロサ くする。] 減の 算 注 F, 3 ス算、介に に 介に 16 介号のる注護並護額費5 給 並護 額費5給る注介の び予別の用及付費9護額 に防表算のび費用及給 ハ認指定額注単のび付 か知定に並17位額注費 ら症地関び並数 へ対域すにび表 ま応密 る指にの で型 着 基 定ハ認 の通型 準地か知 介 規所 (域ら症 定介護 平 密 ヘ 対 に護 予成着ま応 よ費防十型で型 + 列型四るのサ八介の通

+

防定 又規いの定ビま居 サには定る注し ス で るの] ょ イに 場 2 て 介 の介定又び 護規護地はロ介 1 F. る 及 よ合のい ス 給定費域減の護 介 び 係口 護のの用 る位るの給 注 付 該当て、一ビス 合表用7費ををへ にののか単差算イ お介額ら位し定及れす 並注数引しびらるイ小る7介額注の八用係 予び9表いてロの場(2)規費か護 防にまのたいの規合の模用ら給 で介額る注定又規多の注付 イ小指 護並場 1には定機額9費 (2) 規定 の模地へ予び合のよ イに能並ま単 で位、数 多域及防ににた る よ型び 及 定機密び小指あだ費びる居に 数 ヌ規定つし用口費宅指リ表 ` O よ型型か模地て書のの用介定 額注の護地ヌ小規 ら多域はに 宅 護 該 4額費域及規 り機密 ま能 当かをへ 予 着 \mathcal{O} 密び模 型型れすら算イイ 防 着 力多 サの居介らるイ定及②型か機 規宅護の場(1)しびをサら能 +

い単

当 て、

す

る

は

び

4

0

た

す

る

は

1

を

る

用

場

規

る 居

用 介

額費

 \mathcal{O}

注の

+ 定問 介 0 る費 加の地に 定 イ域 るの地又及密 イ域は び 口型 密 着 算のサ又 注 1 は 係 3 ピ Ì るかス F. ら介に 用 ス 6 る ま 付 で 費用 並単の び位額 に数 二表 かの ら夜

へ 間

ま対

で応

の型

規訪

居 加イー年護 アイド 原子 の 通 の に 規 所 二 よ 規所 定介指規所 生防に護 定定介 労働 サー よ費地に 護 るの域 ょ 費 ビ加イ密 告示に 算及着 加 費 又び型 算 及 る注単第要 は ロサ 又び ĺ 費 5 位 百 す減の 口型 は 表にのビ用及数十るの係注スのび表十費 算 注 F. 減のサ に 3 ス 算 注 介に 5 号) のる注護額費5給 係 16 介 5 給る注介の 並護 予別の用 び 及付費9護額 に防表算のび費用及給 ハ認指定額注単のび付 か知定に並17位額注費 ら症地関び並数 24 単 ホ 対 域 す にび表 並位 ま応密る指にの び数 で型着 基定 ハ 認 に表 の通型 準地か知 ハの 規所 介 域 ら症 か 地 平密小対 定 介護 ら域 に護 予 成 着 ま応 ホ密 よ費防十型 で型 ま着

介予規合のて口算し (2) スに護防定又規いの定ビま居 よ費サには定る 注 し スで 介 の介定又びスが規護地は口介 るの] ょ イに場2て 定給加イビる及よ合のい護 付算及ス費びるにたる給定費域減の護働費にび介用口費あだ場付にの密算注給省 っし合費 て書に単 係口護のの用 い単 額注の る及型係 位るの給 お位加びサ 4額はに 注 付 表用 を 該い数 算ロー 7 費 を にののか単差算 表にのビ用 1 当 て、 お介額ら位し定及れす しびらるイ小る7介額注の八用係 注数引 い護 並 て、 ロの場(2)規費か護 予 び 9 表 い にまのたいの規合の模用 ら給 る注定又規多の注付場1には定機額9費 で、 介額 イ小指 (2) 規定 護並場 の模地へ予び合のよイに能並ま単 で位、数 規多域及防ににたる及よ型び 定機密び小指あだ費びる居に 数 ヌ規定の上の用の用介定 が 模地で書のの用介定 、の 着 に能 よ型型か模地て書のの用介定 居介ら多域はに 額注の護地ヌ小 ヲ機密 該 4 額費域及規 宅 こ当かをつ ま能着 予 \mathcal{O} 密 び模 で型型れすら算 1 着 力多 サの居介らる イ 定 及 (2) 型 か 機 額費 規宅護の場(1)しびをサ ら能

定 \mathcal{O} 場(1)し 規 合 のて 定 又 規 は定 る ょ イに る ょ 及 び るに 口費 あ のの用 0 額注の4類 7 4額は を をへ 差算イ し定及れ たいの規 る注定 場 1 に 合 の よ る た る あっした。費用 て書の はに額 該 こ当か

+ らス七費定六算予及共五れすら に 防 び同 指生指 る知 定活 定 費症地 介地 対 域 護域に 密 費 密 着 \mathcal{O} 着 土型 型型 型型 型型 かせ 用 生護活 51 予ヨビ 防まス 介 介 サー 護 で \mathcal{O} 費 護 のビ規給 ルス定付引しびら か介に費いてロの ら護 よ単 カ給 る位額 ま付加数 で費算表 の単にの 規位係認 定数る 知 に表費症 よの用対 る介の応 加護額型 +

+ 施 額入定 居地 者域用 介護 Ì 費 のビ トス か介 ら護 ヌ給 ま付 で費 の単 規位 定数 に表 よの る地 加域 算 密 に着 係 型 る特 +

+

用

額注のて 2 てサ 11 ウ費 4額は \mathcal{O} た る ビ まの指の設指係認 1 だ 場 スでイ定 及れ L 合 介の及地 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 規び域 書 に 護 5 ロの に お給 定 口密 いの規該 にの 着 い付 て、 る注定 当 費 ょ 型 注 る 1 6 サ Ì \mathcal{O} 加 カン にあだ 算 らビ に 注 ス 又規の L 用 介 0 係 8 て書のは定複 る ま 護 額注に 合 で 該 ょ 4 型 用並 付 当 かをるサのび 費 れす 5 算費 1 額 に 単 5 る 定用 1 ヲ位 F, 並 の場(1)しのス びか数 規 合のて額費 に ら表 定 又規い 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 、る場 には定 1 ま 定 複 及(2)地 (2) 地で合を 域 及型 よる費用 1 の用 つ注し型かど

引

た

五れすら算 予 び同 に 防 らる 1 定 の指の設指係認指生指 場(1) \mathcal{O} 入定る知定居地費症地 定活定 規 合の 7 介地定 又 規 1 対域護 域 に は定 る 生密の応密 費 密 よイに る及よ 着 \mathcal{O} 着 合 共 型 るに 同 あ 生護 51 のの用 0 活 予カビ 額 注の 7 介防 ま ス 4 額 は サ らでの 介護 護 を を 1 費 差 算 1 ビ規給 \mathcal{O} し定及れ 付引しびら ルス定 か介に 費 いてロの ら護 たいの規 ょ 単 ワ給 る位額る注定 ま付加数 場 1 に で費算表 合のよ の単にの にたる あだ費 規位係認 定数る知 っし用 て書のの に表費症 よの用対 る介の原型 該 こ当か

用 施 イ 定 額 入 定 者域用 活着額型 介型 護サ 費 Ì のビ トス か介 ら護 リ給 ま付 費 で の単 規位 定数 に表 よの る地 加域 算密 に着 係型 る特

サらス七費定六算 注のて 2 T] ム 費 4額はの 1 ただ る場 ま ピ 7 スで 定及れし合 介の及地 引しびら書 に 護 規び域 て ロのにお給 定 口密 いの規該い付にの た 着 て、 る注定 当 よ注型 に す 単 る 6 サ 1 ょ るイ位 Ì \mathcal{O} 加 カゝ ただ る場(2) 数 算らビ 費 合の表 に注 ス 用 又規の 介 係 8 書に額注 て 定複 るま 護 額注 は、 に 合 で 給 該 ょ 4 型 用 並 付 当 かを る費 サのび 費 算 れす 5 1 額 に 単 5 る 1 定用 ピ ヲ 並 位 の場(1)しの ス びか 合のて 額費 に 6 表 又規い 定 0) 7 指 レの には定 る 1 定 ま複 場 ょ 及(2)地 1 に で 合 る費 及よるに び を域 及 型 に口算 密び サ 用 口費 あの定着ナ 1 の用 つ注し型かビ

- 13 -

(指定地域密着型サー F スに 要する費 用 \mathcal{O} 額 の算定 に 関 する基準 の 一 部改 E

第百二十六号)の一部を次の表のように改正する。

第四条

指 定

地域密

着型サ

ー ビ

ス

に

要する費

用

の 額 の

算

定に関する基準

(平成十八年厚生労働省告示

改 正 後	数 II
別表	別表
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
イ~ヌ (略)	イ~ヌ (略)
ル 介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)
<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者	
に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場	
合は、イからチまでにより算定した単位数の1000分の24に相	
当する単位数を所定単位数に加算する。	
2 夜間対応型訪問介護費	2 夜間対応型訪問介護費
イ~へ (略)	イ~へ (略)
<u>ト</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
<u>の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出</u>	
た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜	
間対応型訪問介護を行った場合は、イからニまでにより算定	
した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加	
<u>算する。</u>	
2の2 地域密着型通所介護費	2の2 地域密着型通所介護費
イ~ホ (略)	イ~ホ (略)
<u>へ 介護職員等ベースアップ等支援加算</u>	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出	
た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域の常型を表現した。	
域密着型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定	

した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加 算する。

3 認知症対応型通所介護費

イ~ホ (略)

へ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出 た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用 型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定 認知症対応型通所介護を行った場合は、イからハまでにより 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数 に加算する。

4 小規模多機能型居宅介護費

イ~タ (略)

レ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出 た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指 定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イから力までに より算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単 位数に加算する。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ~カ (略)

ョ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出 た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、 指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからヲま でにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所 定単位数に加算する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

3 認知症対応型通所介護費 イ~ホ (略) (新設)

4 小規模多機能型居宅介護費 イ〜タ (略) (新設)

5 認知症対応型共同生活介護費 イ〜カ (略) (新設)

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ~リ (略)

ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出 た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着 型特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからトまでに より算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単 位数に加算する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ~オ (略)

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出 た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は 、イからヰまでにより算定した単位数の1000分の16に相当す る単位数を所定単位数に加算する。

8 複合型サービス費

イ~ム (略)

ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出 た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し 、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イから ナまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数 を所定単位数に加算する。 イ〜リ (略) (新設)

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 イ〜オ (略) (新設)

8 複合型サービス費 イ〜ム (略) (新設)

(指定介護 予防 サ ĺ ピ ス に要する費用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算定 に 関する基 準 ∅– 部 改 正

百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

第五条 指定介護 予 防 サ ビ ス に 要する費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に 関 す の基準 平 成十八年

厚生労働省告示

第

改 川 後	改 正 沛
別表	別表
指定介護予防サービス介護給付費単位数表	指定介護予防サービス介護給付費単位数表
1 介護予防訪問入浴介護費	1 介護予防訪問入浴介護費
イ~へ (略)	イ~へ (略)
<u>ト</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届	
け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、	
指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでに	
より算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単	
位数に加算する。	
$2 \sim 4$ (略)	$2 \sim 4$ (略)
5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)
イ~ヲ (略)	イ~ヲ(略)
<u>ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算</u>	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届	
け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用	
者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相	
当する単位数を所定単位数に加算する。	
<u>ヨ 9 る 単位 数 と 所 足 単位 数 に 加 昇 9 る 。</u>	 6 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)
イ〜ト (略)	イート (略)
チの一般では、一般では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	(471 BA)
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届	
け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対	

- し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イから 本までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数 を所定単位数に加算する。
- 7 介護予防短期入所療養介護費
- イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費 (1)~(9) (略)
 - (10) 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費 (1)~(10) (略)
- (11) 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - (1)~(8) (略)
 - (9) 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費 (1)~(9) (略) (新設)

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費 (1)~(10) (略) (新設)

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費 (1)~(8) (略) (新設) 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短 期入所療養介護費

(1)~(8) (略)

(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用 者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は 、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の5に相当 する単位数を所定単位数に加算する。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1)~(13) (略)

(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事 に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用 者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は 、(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の5に相当 する単位数を所定単位数に加算する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ~へ (略)

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予 防特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからニまでに より算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単 位数に加算する。

(略)

期入所療養介護費

 $(1)\sim(8)$ (略)

(新設)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費 (1)~(13) (略) (新設)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費 イ~へ (略) (新設)

(略)

(指 定 地 域 密 着 型介 護予 防 サ Ì F, ス に 要する費用 \mathcal{O} 額 の算定 に 関 する 基 準 \mathcal{O} 部 改 正

働 省告示第百二十八号) の <u>ー</u> 部 を次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} ように改正する。 第六条

指

定地

域

密着

型介護

予

防

サ

ピ

スに

要する費

用

の額の算

定に

関

す

る基準

平

成

十八年

-厚生労

改 正 後	改 正 痐
別表	別表
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表
1 介護予防認知症対応型通所介護費	1 介護予防認知症対応型通所介護費
イ~ホ (略)	イ~ホ (略)
<u>へ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出	
た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	
又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利	
用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場	
合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相	
当する単位数を所定単位数に加算する。	
2 介護予防小規模多機能型居宅介護費	2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
イ~ヲ (略)	イ~ヲ (略)
<u>ワ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
<u>の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出</u>	
た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に	
対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は	
、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の17に相当す	
る単位数を所定単位数に加算する。	
3 介護予防認知症対応型共同生活介護費	3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
イ~ワ (略)	イ~ワ (略)
カ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等	
の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出	
た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者	

に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 外 部 サ] ビ ス 利 用 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 費 及 U 外 部 サ 1 ピ ス 利 用 型 介

護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 費 に 係 る サ] F, ス \mathcal{O} 種 類 及 び 当 該 サ] ピ ス \mathcal{O} 単 位 数 並 U 12 限 度 単 位

数の一部改正)

第 七 型 介 条 護 子 厚 防 生 特 労 定 働 施 大 設 臣 が 入 定 居 者 \Diamond 生 る 活 外 介 部 護 サ] 費 に ピ 係 ス る 利 サ 用 型 ピ 特 定 ス 施 \mathcal{O} 設 種 入 類 居 及 者 U 生 当 該 活 サ 介] 護 ピ 費 及 ス \mathcal{O} び 単 外 部 位 数 サ] 並 ビ び に ス 限 利 度 用

単 位 数 平 成 + 八 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 百 六十五5 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} よう K 改 正 す る。

改 正 前 改 正 後 別表第一 別表第一 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 3 訪問入浴介護 3 訪問入浴介護 イ (略) イ (略) ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及び口からトまでに ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及び口からへまでに ついては、適用しない。 ついては、適用しない。 4 • 5 (略) 4 • 5 (略) 6 指定通所介護 6 指定通所介護 イ・ロ (略) イ・ロ (略) ハ イ及び口については、通所介護費のイからハまでの注1から ハ イ及び口については、通所介護費のイからハまでの注1から 注22まで及びニからトまでについては、適用しない。 注22まで及びニからへまでについては、適用しない。 7 指定通所リハビリテーション 7 指定通所リハビリテーション イ (略) イ (略) ロ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注22ま ロ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注22ま で及びニからチまでは、適用しない。 で及びニからトまでは、適用しない。 8 (略) 8 (略) 9 指定地域密着型通所介護 9 指定地域密着型通所介護 イ~ハ (略) イ~ハ (略) 二 イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及び口 ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及び口 の注1から注22まで、注24及び注25並びにハからへまでについ の注1から注22まで、注24及び注25並びにハからホまでについ ては、適用しない。 ては、適用しない。 10 指定認知症対応型通所介護 10 指定認知症対応型通所介護 イ・ロ (略) イ・ロ (略) ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18まで並び ハ 認知症対応型通所介護費のイ及び口の注1から注18まで並び にハからへまでについては、適用しない。 にハからホまでについては、適用しない。

別表第二

別表第二

 $1 \sim 3$ (略)

4 指定介護予防訪問入浴介護

イ (略)

トまでについては、適用しない。

5 • 6 (略)

7 指定介護予防通所リハビリテーション(1月につき)

イ~ホ (略)

へ イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション へ イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション しない。

8 (略)

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

イ~ホ (略)

のイ及びロの注1から注17まで並びにハからへまでについては 、適用しない。

10・11 (略)

 $1 \sim 3$ (略)

4 指定介護予防訪問入浴介護

イ (略)

ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及び口から ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及び口から へまでについては、適用しない。

5 • 6 (略)

| 7 指定介護予防通所リハビリテーション(1月につき)

イ~ホ (略)

費のイの注1から注8まで及び口からワまでについては、適用 費のイの注1から注8まで及び口からヲまでについては、適用 しない。

8 (略)

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

イ~ホ (略)

へ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費 へ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費 のイ及びロの注1から注17まで並びにハからホまでについては 、適用しない。

10・11 (略)

(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第八条 厚生労働大臣 が 定める基準 (平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)

の一部を次の表のよ

うに改正する。

四の三 訪問介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の 基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 本	改正後	
(新設)	改正前	

ロ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃	員等ベースアップ等支援加算の基準四十八の三 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職第四号の三の規定を準用する。	アプテス受口算 四の三 特定施設 第四号の三の規定	∫短 三 三 σ	大の三 短脚 の四・三十の三 短期 地域 カード を 一手 かっこう かい こう かい こう かい こう かい こう かい	四の三 通所リハ四の三 通所リハ四の三 通所リハの三 通所リハの見の三の規定	の四第の基の四	算の基準 六の三 訪問入浴介護費における介護職員等ベースアップ等支援加
2(1 - (2) (1) (1) (1)	新設)	新設)	三十九の三・三十九の四	三十四の三・三十四の四	(新設) 二十四の四	新設)	新設)
			(略)	(略)	(略)		

田十一の十二 地域密着西道所介護費における介護職員等ベース (新設) フツプ等支援加算の基準 第四十八号の三の規定を準用する。	金改善に関する計画 当該計画に係る実施期間及び実施方法を 金改善に関する記載 三、
	略)

() () () () () () () () () ()	() ()	等ベースアップ等支援加算の基準百十四の三(介護予防通所リハビリテーション費における介護職員)の一第四号の三の規定を準用する。	百二の三 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等ベースアーの三の規定を準用する。接加算の基準	百の九 介護医療院サービスにおける介護職員等ベースアップ等支第四号の三の規定を準用する。 プ等支援加算の基準	九十九の三 介護療養施設サービスにおける介護職員等ベースア 第四号の三の規定を準用する。 プ等支援加算の基準	九十四の三 介護保健施設サービスにおける介護職員等ベースアッ 第四号の三の規定を準用する。 プ等支援加算の基準	八の 分号 基] の 四 護 [三 十 職 八 昌	地域密着型介護老人福祉施設八号の三の規定を準用する。スアップ等支援加算の基準	六十二の三 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職六十の四 (略) 第四十八号の三の規定を準用する。 アップ等支援加算の基準	対の
	\top				·		· ·		·	(新十	五十八

	第四十八号の三の規定を準用する。
	援加算の基準
(新設)	百三十八 通所型サービス費における介護職員等ベースアップ等支
	第四十八号の三の規定を準用する。
	等支援加算の基準
(新設)	百三十一の二 訪問型サービス費における介護職員等ベースアップ
	第四十八号の三の規定を準用する。
	職員等ベースアップ等支援加算の基準
(新設)	百二十九の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護
百二十七の三~百二十七の五(略)	百二十七の四~百二十七の六(略)
	第四十八号の三の規定を準用する。
	員等ベースアップ等支援加算の基準
(新設)	百二十七の三 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職
	第四十八号の三の規定を準用する。
	ースアップ等支援加算の基準
(新設)	百二十三の三 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員
百二十一の三・百二十一の四 (略)	百二十一の四・百二十一の五 (略)
	第四号の三の規定を準用する。
	員等ベースアップ等支援加算の基準
(新設)	百二十一の三 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職
百十九の三・百十九の四(略)	百十九の四・百十九の五(略)
	第四号の三の規定を準用する。
	スアップ等支援加算の基準
(新設)	百十九の三 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等ベー
百十七の三・百十七の四 (略)	百十七の四・百十七の五(略)
	第四号の三の規定を準用する。
	スアップ等支援加算の基準
(新設)	百十七の三 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等ベー
百十四の三(略)	百十四の四(略)
	第四号の三の規定を準用する。

(介護) 保険 法 施 行 規 則 第 百 兀 $\overline{+}$ · 条 の六十三の二 第一 項 第 号には 規 定 す Ś 厚生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 基 準

の一部改正)

第九条 介護 保 険 法 施 行 規則第百 四十条の六十三の二第一項第一 号に規定する厚生労働大臣 口が定め る

基準 (令和三年 -厚生労 働 省 告示第七十二号)の一部を次 \mathcal{O} 表 のように改正する。

改 正 後	改
別表 単位数表 1 訪問型サービス費 イ〜ル (略) ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出 た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービス	別表 単位数表 1 訪問型サービス費 イ〜ル (略) (新設)
を行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000 分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。 2 通所型サービス費 イ〜ョ (略) タ 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出 た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービス を行った場合は、イからワまでにより算定した単位数の1000 分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。	2 通所型サービス費 イ〜ヨ (略) (新設)